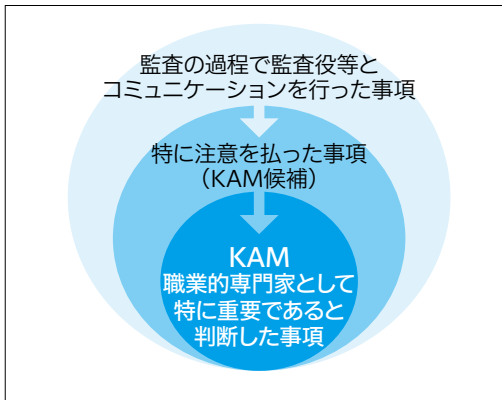


(図表1) KAMの決定プロセス



(1) KAMの記載形式  
 監査報告書でのKAMの記載は、画一的な様式は定められていないが、図表2のように、表形式で記載している会社がほとんどである。

いると考えられる。  
 KAMは、個々の監査における相対的な重要性に基づいて決定されるため、必ずしも同業他社と一致するわけではない。また、連結財務諸表の監査(以下、「連結監査」という)と個別財務諸表の監査(以下、「個別監査」という)で重要性の判断が異なることがある(図表1)。

## KAMの構成

個々のKAMについては、最初にKAMの見出しを記載し、表の左側にKAMの内容および決定理由、表の右側に当該事項に関する監査上の対応を記載する。

(図表2) KAMの記載形式

○○○○(KAMの見出し)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
(左側)	(右側)

(2) KAMの内容および決定理由(KAMの左側の記載)  
 KAMの内容および決定理由の記載は、会社の状況に直接関連づけた記載とするために、KAMの対象となつている領域や金額を特定したうえで、どの会社にも共通する一般的な要因事象だけでなく、対象となる会社の事業内容および事業環境に紐づいた固有の要因を含めて記載することが適切である。

(3) 監査上の対応(KAMの右側の記載)  
 監査上の対応では、KAMの内容や決定理由に記載された要因に対応して、実施した監査手続を記載する。監査上の対応においても、会社の特定状況に直接関連づけた、個々の会社の監査に特有の情報を含めることが適切である。なお、実施した監査手続を網羅的に記載するのではなく、主なものに記載されることとなる。

# 第2章 1〜2個の会社が全体の9割以上 KAMの個数・項目別分布の分析

分析対象会社(2021年3月期)に有報を提出した2,343社の上場会社および金融商品取引法に基づいて開示を行っている非上場会社(157社)のKAMの個数や項目を、事業規模による違いを明確にするため、日経平均株価(以下、「日経225」という)の銘柄の会社とその他の会社に分けて、全般的な状況に

ついて分析した。  
 KAMの個数は、監査報告書内の「見出し」タグによりカウントしており、「見出し」タグが1つあればKAMは1個としてカウントしている。

## KAMの個数

連結監査では、KAMの個数が1

〜2個に分布された会社が全体の約96%あったが、日経225の会社かその他の会社かで1社平均個数に1個程度の違いがあった(図表3)。日経225の会社は、KAMが2個の会社が最も多く、平均で1.9個であった。一方で、その他の会社は、KAMが1個の会社が最も多く、平均で1.3個であった。